事例No.	1863
公表年度	R4
団体の属性	一般市
団体名	兵庫県洲本市

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）その他 ・適切な資産管理 ・（公会計）業務の効率化

事例種類	会計適用

事例内容・タイトル

4事業の一括公営企業会計適用

出典

公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集

【兵庫県洲本市】
4事業の一括公営企業会計適用

会計適用　**下水道事業・介護サービス事業・宅地造成事業・駐車場整備事業**

兵庫県洲本市財務部財政課

● 取組の概要

システム導入に係る費用及び業務負担の軽減のため、下水道事業・介護サービス事業・駐車場整備事業・宅地造成事業を同時に公営企業会計へ移行した（財務適用）。

◆総事業費　委託料　14,500千円

◆背景

- 資産等を正確に把握し、経営管理の質を向上させる必要があった。
- 法適用にあたり、システム導入費及び人的コストを削減するため、市が有する4つの公営企業を一括して公営企業会計へ移行することとした。

◆具体的内容

- 今後も資産の増減があることから、最も事務負担の大きい固定資産の整理は、地方公会計導入のために設置されたプロジェクトチームの協力を得ながら直営で行った。
- 会計システム導入にあたっては、公募型プロポーザル方式により事業者を決定した。
- 移行後の業務を円滑に進められるようにするため、担当職員が新システムに慣れるための準備期間を1年間設けたほか、同事業者と会計支援業務委託契約を結び、開始貸借対照表の作成等についてアドバイスを受けた。

◆効果

- 移行業務を可能な限り直営で行ったことにより、全ての業務を委託した場合と比べて、委託料を26,000千円程度削減することができた。
- 公募型プロポーザルの実施により、システムの操作性・充実度、会計支援の信頼性・安心感等を評価することができ、有益な事業者を選定できた。
- 各会計のシステムを統一することで、帳票の数値の確認などが容易となった。

● 取組のポイント

- 適用開始前年度からシステムを導入したことで、適用後の業務を円滑に開始することが可能となった。
- 財政課主導の全庁的なプロジェクトとして一括法適用を行ったため、下水道事業だけでなく、他の3事業の法適用も可能となった。
- 「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」（総務省）、「下水道事業における公営企業会計導入の手引き-2015年版-」（日本下水道協会）を活用することで固定資産整理の手順や、移行に係る事務を円滑に進めることができた。

● 公営企業情報

- 行政区域内人口　42,064人（令和4年1月1日時点）
- 行政区域内面積　18,238km^2（令和4年1月1日時点）
- 処理区域内人口　11,719人（令和3年度決算）
- 介護サービス利用延人数　39,561人（令和3年度実績）
- 駐車場収容能力　780台（令和3年度実績）
- 土地売却面積　14,003m^2（令和3年度実績）

● 取組のスケジュール

	委託/直営	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
法適用検討	－	●				
資産整理	直営		→	→	→	
会計システム導入	委託			●		
移行事務	直営				●	
						法適化

● 今後の展望

- 複式簿記などの公営企業会計に必要な知識の習得に時間を要するため、配属前から研修や勉強会の充実を図り、即戦力となる職員の育成を目指す。
- 会計システムの維持・更新や新制度等への対応など、今後の事業運営においても統一的な取組が可能となるため、導入時のみに限らず長期的に継続したコスト削減及び業務効率化を図る。